

監査報告書

当監事会は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人信州大学の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第1期事業年度の業務について監査し、その結果について以下のように報告いたします。

I 監査の方法

- (1) 監事会において、監査の方針等、監事監査計画を定めました。
- (2) 役員会等の重要会議に出席して法人の業務運営状況を把握し、重要案件の審議の経過を聴取しました。
- (3) 中期目標・中期計画において法人が重点的に取り組む領域や各部局、センター等の将来計画に関して、担当責任者からの報告を聴取しました。
- (4) 監事に回付される重要な文書、決裁書類を閲覧しました。
- (5) 内部会計監査および物品検査の結果とそれに基づく指摘事項の報告を受けました。
- (6) 会計監査人から監査の計画及び結果の説明を受け、その監査に随時立会い、かつ財務諸表、決算報告書、事業報告書等について検証しました。
- (7) 法科大学院の設置申請に関して一部虚偽申請の疑惑が発生したことに伴い、国立大学法人信州大学監事監査規程第6条第3項に基づく臨時監査(「法科大学院設置申請書」ほかの関係書類等の調査)を実施し、かつ法人に設置された「法科大学院設置申請に係る調査委員会」の報告書について検証しました。

II 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 会計処理は正しく正確に実施されており、財務諸表についても正しく記載され、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人信州大学の業務の運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 学長、理事および副学長の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (5) 臨時監査の結果と、法人に設置された「法科大学院設置申請に係る調査委員会」の報告には齟齬は認められません。なお、監査結果を踏まえ、今後法人として改善策を講じるべき事項についての意見を学長に提出しました。

平成17年6月22日

国立大学法人信州大学 監事会

監事 梶谷 誠 (印)

監事 堀井 朝 運 (印)